

書類名	手続き内容						必要なケース
	事前申請において 自動車を登録する場合			事前申請において 自動車を登録しない場合			
	新規	変更	更新	新規	変更	更新	
障害者本人の手帳	○	○	○	○	○	○	常に必要
手帳に自動車登録番号等の記載を受けられようとする自動車の自動車検査証等（※1）	○	○	○	×	×	×	自動車を事前登録する場合
住民票等（※3）	○（※2）	○（※2）	○（※2）	×	×	×	本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等か否か判断する場合
割賦契約書又はリース契約書	○	○	○	×	×	×	割賦契約又は長期リースにより自動車を利用している場合
ETCカード（※7）	○	○（※4）	×	×	×	×	自動車を事前登録し、ETC無線通行（ノンストップ走行）される場合
ETC車載器セットアップ申込書・証明書等（※8）	○	○（※5）	×	×	×	×	自動車を事前登録し、ETC無線通行（ノンストップ走行）される場合
運転免許証	○	×	×	○	×	×	障害者本人が運転される場合

※1 「所有者の氏名又は名称」の記録がない電子車検証の場合、電子機器等を使用して車検証閲覧アプリや自動車検査証記録事項等により「所有者の氏名・名称」の確認が必要

※2 福祉担当窓口において書類提出によらずに確認できる場合には不要

※3 福祉担当窓口において続柄が確認できる書類であれば、住民票以外の書類でも可

※4 カード名義、番号を変更する場合のみ

※5 車載器を変更する場合のみ

※6 前回申請から変更しない場合のみ（ただし、割引有効期限（当日を含む）以降を過ぎてから手続きをする場合は新規申請となりますので全ての記入が必要になります）

※7 未成年の重度障害者の方が本人以外の方の運転による本割引の適用を受け、かつ本人の運転による本割引の適用を受けない場合は、親権者又は法定後見人（家庭裁判所が選任した未成年後見人等）名義のものも対象

※8 ETC車載器の管理番号が確認できるもの

※なお、車検証電子化から最低3年間は、国が電子車検証を交付すると同時に、従来の車検証と同等の情報が記載されている「自動車検査証記録事項」を汎用紙に印字し発行する方針です。